

令和7年第4回 幸手市教育委員会定例会会議録						
招 集 期 日		令和7年4月15日（火）午前9時30分				
開 会 場 所		市役所第二庁舎 2階 第2会議室				
開会の日時・宣告者		令和7年4月15日（火）午前9時30分			山 西 実	
閉会の日時・宣告者		令和7年4月15日（火）午前11時28分			山 西 実	
出席 状 況	職 名	氏 名	摘 要	職 名	氏 名	摘 要
	教 育 長	山 西 実	出 席	教 育 委 員	藤 沼 寛 次	出 席
	職務代理者	会 田 研 司	出 席	教 育 委 員	古 沢 万 友 実	出 席
	教 育 委 員	高 島 勝 也	出 席	教 育 委 員	林 晴 実	出 席
傍聴人：0人				書 記：佐々木 千晶・坂本 康太		
議 事 参 与 者	職 名	氏 名	職 名	氏 名		
	教 育 部 長	仙 田 茂 雄				
	教育総務課長	大 竹 孝 典				
	学校教育課長	中 沢 朋 宏				
	社会教育課長	小 山 紀 子				

会 議 事 件 名	顛	末
開 会 午前 9 時 30 分 ○令和 7 年度当初教育委員会事務局職員の紹介 日程第 1 前回会議録の承認 日程第 2 議 事 議案第 13 号 幸手市就学支援委員会委員の委嘱について	教育長 開会を宣する。 令和 7 年度当初に異動があった教育委員会事務局職員のうち、主幹級以上の職員の紹介を行う。 教育長 令和 7 年第 3 回教育委員会定例会及び令和 7 年第 2 回教育委員会臨時会の会議録の内容について質問を求める。 《質疑》質疑なし。 《承認》全員意義なく承認。 学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 古沢委員 医師が 2 名で、専門外の前例のないケース（視覚や聴覚等）が生じた場合に、その都度別の専門機関に相談することは可能なのか。 学校教育課長 実際に就学先を決めるにあたって、保護者と学校教育課の担当指導主事と面談や連携を図りながら進めている。 また、各学校で就学支援の担当教員と保護者とで面談等を行い、内容を十分把握しながら進めている。さらに、就学支援委員長を務める長倉小学校の井上校長がその分野に特化した専門的な知識を持っており、保護者とも連携をしながらより良い就学先を検討している。 実際、保護者はこの中にはメンバーとして入っていない	

	いが、保護者の考えや思いも十分組み入れながら進めている。 高島委員 個人情報が入っており、一般の方が入ることで、手続きがうまくいかなくなってしまう場合もある。専門家が集まって協議した方向性を、その後に保護者と一緒と協議することが出来るため、保護者が構成員になっていなくても安心していただければと思う。 会田職務代理者 今日、スマホやタブレット等で情報の入ってくる量に個人差があり、過去より個人の成長段階に差が出てきていると感じられる。 子どもたちの成長の度合いが異なるので、以前に比べて就学支援委員会が重要になってくるのではないかと考える。 《承認》 全員異議なく原案どおり議決。
議案第 14 号 幸手市立小・中学校 学校運営協議会委員 の委嘱について	学校教育課長 議案書により説明する。 《質疑》 古沢委員 学校再編の進捗状況について伺いたい。 学校教育課長 本名簿は各学校からの推薦で運営委員として挙げたものである。東中学校区の小・中学校については、それぞれの委員長ないし副委員長の代表者の方が集まって、東中学校区の学校運営協議会を作成している。 《承認》 全員異議なく原案どおり議決。
日程第 3 議 事 専決報告第 5 号 会計年度任用職員の 任免	教育長 専決報告については、一括して説明・報告を行い、その後、質疑を受けたい。 教育総務課長 議案書により説明する。 《事前質問事項の回答》 教育総務課長

	会計年度任用職員の雇用期間や募集方法、選考過程等の任用方法についてだが、会計年度任用職員の任期は4月1日から翌年3月31日の一会計年度内とされている。 再度の任用回数に上限はないが、公募によらない任用は、同一の者については連続で2回までとなるので、任用して3年目の職員がいる場合、市ホームページを通じて公募し、書類選考、面接選考を行い、問題がなければ4月1日から任用する。 《質疑》 教育長 この中で資格を有する業務はあるか。 教育総務課長 学校栄養業務の職員につきましては栄養士の資格を有している者となる。
専決報告第6号 会計年度任用職員の 任免	学校教育課長 議案書により説明する。
専決報告第7号 会計年度任用職員の 任免	学校教育課長 議案書により説明する。 《事前質問事項の回答》 学校教育課長 これらの職種において経験や資格等が必須となる者は、教育支援員、学校教育専門員、ICT教育専門員及び幸手アフタースクールコーディネーターで、教員免許を有することが必要条件となる。同様に心すこやか支援室長兼教育相談員と心すこやか支援員も教員免許が必要となる。 市費任用職員も、元々教員として採用するものであるため、教員免許が必須となる。 それ以外の職員は主だった資格は不要。
専決報告第8号 会計年度任用職員の	社会教育課長 議案書により説明する。

任免 専決報告第 9 号 臨時的任用教職員の 内申 専決報告第 10 号 小中学校司書教諭の 任免 専決報告第 11 号 幸手市体力向上推進 委員会委員の委嘱	学校教育課長 議案書により説明する。 学校教育課長 議案書により説明する。 《事前質問事項の回答》 学校教育課長 雇用形態は原則として 1 年なのかという質問の回答 は、教職員の人事異動が 1 年のため雇用形態も原則として 1 年の任用となる。 学校教育課長 議案書により説明する。 《事前質問事項の回答》 学校教育課長 体力向上推進委員会は、主に体育教師で構成されているのかという質問については、体育教員を中心に委員の構成員を決定している。 No. 14 の教職員については臨時的任用教職員ではあるが、体力向上目的に臨時雇用される補助教諭という立場ではなく、教員として臨時的に採用された職員の中で、西中学校の代表として体力向上推進委員に選出されている。 《質疑》 藤沼委員 2 点ある。1 点目は、教育支援員が前年度は 26 人、今年度は 31 人となっているが、増員した理由は何か。 2 点目は、司書教諭を吉田小学校に配置できない理由については理解できるが、配置できないことについて、制度的な支障はないのか。また、年度途中での雇用は可能なのか。 学校教育課長
---	--

1点目については、子どもたちの支援をよりしやすくするため、昨年度、教育支援員の要綱を改正した経緯がある。アフタースクールにおいて放課後支援も行われているが、学習面での支援が必要なご家庭の中には、お迎えの都合がつかずにお子さんを預けることができないという課題があった。そこで、学校内でも何らかのサポートができないかと考え、要綱を改正した。昼の休み時間や放課後のちょっとした時間などで子どもたちの支援ができるように、人数を増やさなければという部分がまず理由の1つとなる。

理由の2つ目は、子どもたちの居場所を作るためのスペシャルサポートルームという部屋に、昨年度は場所はあるが人がいないという状況が続いており、人の配置を増やす必要があった。また、学校によって、利用人数の差があったので、多いところにまずは優先的に人員を配置したので人数が増えているという状況である。

2点目の吉田小の学校司書教諭の配置については、各学校で司書教諭の免許をお持ちの教員の中から校長が選任するという形となっている。可能な限り配置をした方が、学校図書館が充実するということから配置している。特に、幸手市では、読書活動に力を入れていることから、小規模校でも可能な限り配置を推進している。

ただ今回、吉田小学校については、教職員の人事異動や今後の学校再編の絡みで、新しい教員を入れることが難しく、配置がうまくいかなかったというのが理由の一つである。

とは言え、他校とのバランスが図られるよう、会計年度任用職員で任用している図書館協力員と協力するとともに、学校図書館担当の教員もいるので、うまく連携しながらフォローできればと考えている。

教育長

司書教諭は通常の図書館にいる司書とは異なり、学校の教員免許を持っていながら、司書教諭の資格を有していて、その学校でしか従事できない。

また、司書教諭は、給与等の待遇はなく、通常の教員の業務の一つとしてあるので、業務時間内に図書館の業務に従事してもらうものである。常に図書館に常駐をしているわけではなくて、空いている時間に図書館運営をす

	る。 なお、11 学級以下の学校には必置ではないが、幸手市ではできる限り小規模校での配置に努めたが、県費職員の配置人数も決められている中で日常的に子どもと触れ合う職員が優先された。学校には図書館担当等の職員もいるので、司書教諭と同等の業務を行うことができる。 林委員 国語教諭が多いのか。 学校教育課長 国語教諭が多いが、国語教諭でないといけない訳ではない。 高島委員 学校は学級・生徒数によって教員の配置が決められており、その中で業務を分担したうちの一つである。図書館を充実させるというような趣旨で配置されている。 会田職務代理者 4 点伺いたい。 1 点目は、学校用務業務の会計年度任用職員は、西中学校だけ月・水勤務の職員 1 名の配置だが、他の学校は月～金曜まで配置されている。西中学校には追加の配置があるのか。 2 点目は、専決報告第 6 号の会計年度任用職員任免の 8 名は、保留学級か何かが解除されて、県辞令の発令が後になるので、4 月 1 日からの職員会議等参加のために市の方で会計年度任用職員として任用するという保留学級解除のための任免でよろしいか。 3 点目は、市費任用教員というのは、複式学級の対応で県から来ない教員の分を、市費で教員を雇用して、複式学級がないようにすることだと思うが、吉田小は 2 学年複式ではないかと記憶していたが、そこは雇用しないのか。 4 点目は、任期付教職員について、再度説明願いたい。 教育総務課長 1 点目だが、令和 6 年度は週 2 日勤務の職員を 2 名配置していたが、そのうちの 1 名が一身上の都合により辞職されたことから、令和 7 年度の募集をかけている。しかし、今現在、応募がない状況である。 学校教育課長 2 点目の県費教員の会計年度任用職員任用は、保留学
--	--

	級で学級数が確定しないまでの間、職員を当てるのに時間がかかってしまい、保留解除のための教職員の配置というのが主な理由であり、既に保留解除となっている。 3点目だが、市費任用教員が3名、令和7年度の幸手市内の複式学級数が5学級であったが、3名しか配置できていない。今現在、吉田小学校とさかえ小学校に複式学級となる学年が二つあるうちの一つは配置できたが、一つが配置できない状況で探しているところである。 それぞれの学校で校長ともやりとりをしながら極力子どもたちに影響がないように、教科ごとにそれぞれ別々に授業できるよう加配の先生方を上手く活用している。それぞれの学年主要教科については別々に、体育などについては逆に一緒に行う形で進めている。 会田職務代理者 加配教員を複式学級に当ててしまっても大丈夫なのか。加配の教員は、年間で少人数指導をやらなければいけない時間数や、チームティーチングを組む必要があるほか、県への報告もあると思うが、問題ないのか。 学校教育課長 加配教員をそのまま担任として充てるという意味ではなく、加配教員に特定の教科の授業を担当してもらっている。 例えば、理科とか音楽等のセンター的な部分で当てている教員に、複式学級の特定の教科の授業を持っていたく一方、主要教科については教育専科形式をとって別々に勉強するという工夫をしている。 会田職務代理者 そのような運用であれば問題ない。 学校教育課長 複式学級解除へ向けて、人員を探しており早期解除へ向けて努めている。 4点目については、専決報告第9号の続きとなっており、県費教員の育休及び産休職員4名の代わりに採用した職員で、各職員の休み明けまでの任用となる。東部教育事務所の面接を経ての採用となる。 会田職務代理者 市費で教員を採用するのはありがたいが、採用が難しいと推察される。
--	--

日程第 4 行政報告 1 教育長報告 2 事務局からの 主要な報告	学校教育課長 近隣でも人員配置が整わず、複式学級のままと なっている自治体もある。可能な限り早期に人員配置を できるよう指導主事含め努力している。 林委員 すこやか支援員、相談員の違いを知りたい。 学校教育課長 さわやか相談員は、各中学校に 1 名ずつ配置し、相談 室で子ども達や保護者の相談に応じる職員である。すこ やか支援員は、学校に通えない子どもが通える学習の場 として設置している幸手市心すこやか支援室という教育相 談センター機能もある施設で勤務している。 昨年度の実績としては、7 名の利用があった。 高島委員 中学校部活動支援員はどのような形で、学校の支援を しているのか。 学校教育課長 基本的には土日の部活動の支援を行ってもらうために 配置をしている。 《承認》 全ての議案に全員異議なく原案どおり議決。 教育長 1 各種教育長会議等 2 講演等 学校教育課長 1 4 月中旬から 5 月中旬の行事予定 2 学校における働き方改革の取組について 3 令和 7 年度 幸手市立小・中学校研究委嘱校等一覧 社会教育課長 1 第 32 回幸手市さくらマラソン大会 2 幸手市連合婦人会総会 3 第 3 回幸手市立図書館まつり 4 幸手市スポーツ推進委員連絡協議会総会
---	--

	5 幸手市スポーツ協会評議員会 社会教育課長（公民館） 1 利用状況 2 事業報告 3 今後の事業予定 社会教育課長（郷土資料館） 1 報告事項 2 今後の事業予定 社会教育課長（図書館） 1 報告事項 2 利用状況 3 今後の事業予定 4 予約の多い図書（上位5冊） 社会教育課長（体育施設） 1 利用状況 2 自主事業 3 今後の自主事業 について資料により説明する。 《質疑》 林委員 市内の学校行事の視察を目的として訪問することは可能か。 学校教育課長 学校自体はいつでも来訪可能ではあるが、事前にお知らせいただければ訪問の手配をするのでお知らせいただきたい。 藤沼委員 働き方改革の実績値について、時間外在校時間が年間360時間超ということは、もしかしたらもっと長時間、時間外勤務をしている職員がいるかもしれない。長時間労働が長期に渡ると、様々な面でダメージがあるので、健康管理も含めて、残業を減らすための指導を是非お願いしたい。 学校教育課長 月80時間超の職員は、調査を継続して行っており、それが何ヶ月も続くという場合については、主席指導主事の方が学校訪問して本人に面接をし、話を聞き、併せて管理職の校長・教頭にも話をする方法で負担軽減に努めて
--	--

	いる。そういったものを積み上げてきている状況である。 会田職務代理者 中学校では、特別な業務がなくても、部活動を指導していれば日々1時間15分程度の勤務時間超過となってしまう。根本の学校の在り方が変わらない限り働き方改革は難しい。部活動のない日を設け、土日の部活動を減らすことで、時間外勤務は大分減ってきているとは思いますが、生徒が登校してから家に帰るまでが学校の管理下であるという考え方がなくなる限り、6時半過ぎに生徒が帰宅するまで学校が責任を負うという状況が続くため、職員の働き方改革は難しいと思う。 小学校でも教科担任制が進んでいるため、教材研究の時間は減ってきているとは思う。しかし、教職員の数が少ない現状では、教材研究やその準備に時間がかかってしまい、時間外勤務をゼロにするのは難しいと思う。 それ以外に検討していただきたいのは、職員の心理的な負担が大きいという点である。特に、不登校児童の担任は対応に多くの時間がとられてしまう。そのような時に、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士のサポートを得られる体制や、学校内で不登校や問題行動が起きた際に組織的に対応できる仕組みがしっかり確立していれば、先生方の心理的な負担は軽減されると思う。 高い授業の質を求める一方で、先生方が時間内に退勤し、教員定数を増やさないというのは現実的ではない。教員定数の見直しは国や県が行うべきことであり、市は先生方の心理的負担の軽減などを図るべきだと思う。 法律的な問題等があるときに顧問弁護士に相談できる体制づくり等も勤務時間の減少につながると考える。 高島委員 教職員調整額が2026年度より段階的に10%まで引き上げられるが、給与を増やしたくて働く人は少ない。一人の持ち時間をもって教員を配置すべき、教員の持ち時間を14時間にする等の抜本的な改革を国レベルで行う必要がある。 教育長 国のガイドラインでは、朝の登校指導は保護者の役割であり、校長や教員がやる必要がないとなっているが、地域の仕事と簡単に割り切れるかは難しいと思う。その辺
--	--

日程第 5 その他 1 次回以降の会議 日程 2 次回の協議事項 3 その他 閉 会 午前 11 時 28 分	の意識どう改革していくかということも、私たちの仕事であると考え。国の方針が新しく出るので、この議題は次の策定の際に丁寧に審議したい。 林委員 外国人の名前が多く見られ、親御さんとお子さん共に、日本語に苦勞されている様子であった。学校の先生方は国際化に伴い苦勞があると思われる。 教育長 日本語指導をしているが、当然言語や文化も異なるため、苦勞はあるかと思う。学力テストも日本語のわからない子どももいるため相対的に判断していく必要もあると思う。決して排他的にはならず、入学した子どもたちは温かく迎えてあげたい。 各委員の意見を調整した結果、5月の会議について、次のとおり決定する。 令和7年第5回教育委員会定例会 日時 令和7年5月20日（火） 午前9時30分 会場 幸手市役所第二庁舎 2階 第2会議室 教育総務課長 協議の結果、「アフタースクールの評価と今後について」を議題とする。 なし。 教育長 閉会を宣す。
--	---

他 特 に 重 要 と 認 め る 事 項	な し
	上記会議の顛末を記載し相違ないことを証するため、ここに署名する。 令和7年 5月20日 教 育 長 山 西 実 署名 署 名 委 員 林 晴 実